大乗的規範命題の諸相

古坂紘一

1. はじめに

概略的に見て、倫理が一般社会的人倫の道徳規範であるとすれば、戒律は宗教的信仰を共有するための、宗教社会的人倫の規範であると言えよう。なぜなら、戒律の場合、元来特定の教団の他者から受けて(従他正受)、非を防ぎ悪を止める(防非止悪の)力を持つものとされる点が特徴的であるからである。

『瑜伽師地論』「菩薩地戒品」(TBTS II-1;以下「戒品」)に、「菩薩は(戒を)従他正受(他者より正しく受けること)と善淨意楽(善き浄き意志)を依止(依りどころ)と為すが故に慚愧(悪を羞じる心)を生起す。慚愧に由るが故に,能く善く所受の尸羅(śila:戒)を防護す。善く所受の戒を防護するに由るが故に諸の惡作を離る」という戒の本質についての言明がそのことをよく表している。自制受戒の場合も、仏像という他者を前にして誓うことにより成り立つので、「従他正受」の形式を持っている。

しかし倫理にしろ戒律にしろ規範を中心にしている点は共通している。 いずれの規範も単なる「存在」や「自然的必然」とは領域を異にする。そ の意味で、規範的あるいは当為的な命題としての「命法」という概念によ って倫理と戒律の特相を捉えることができよう。

大乗的規範命題の諸相(古坂紘一) - 117 -

戒律の戒と律は元来異なる概念であり、戒(śīla)はもともと「良い習慣」という意味であるのに対し、律は、大乗仏典でしばしば言及される「三聚浄戒(trividhaṃ śīlaṃ)」すなわち律儀戒、摂善法戒、饒益有情戒のうちの律儀戒に相当する。したがってその括り方からすると、戒の中に律が包括されることになる。

2. 大乗的規範命題

(1) 三種の命法

律儀戒(saṃvara-śīlaṃ)はいわば抑制的な命法であるのに対し、摂善法戒(kuśala-dharma-saṃgrāhakaṃ śīlaṃ)と饒益有情戒(sattvārtha-kriyā-śīlaṃ:摂衆生戒ともいう)はそれぞれ自利的側面と利他的側面を強調する促進的命法の形をとると言えよう。そこでそれらの当為の形式をここで作業仮説的に、

- I 抑制的命法:律儀戒
- II 自利的側面をもつ促進的命法: 摂善法戒
- III 利他的側面をもつ促進的命法:饒益有情戒
- の三種の規範的命法に分類して考えて見たい。

ここでは上記三種の規範的命法の形で表現される実践的当為を総称して 仮に「大乗的規範命題」と名づけることとする。(ここでいう「規範命題」 とは規範的判断を言葉で言い表したもの、という意味である。)

(2) 浄化的当為としての菩提心

初期仏教の段階から説かれた「諸悪莫作・衆善奉行・自浄其意」という、 七仏通誡偈の三つの当為的要請も、命法の形から見れば、「諸悪莫作」は -118- 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一) 抑制的命法(I),「衆善奉行」は促進的命法(II,III)として捉えることができよう。しかしそれらの三聚浄戒に対応する命法の他に,心身の行為を自ら浄化させるべきであるという,「浄化」を要請する当為があることも見逃せない。それが「自浄其意」ということばに代表される要請である。それは半ば命法的性格をもつ当為であるが,戒律というよりは,むしろ戒律の基底に位置づけられるべき当為であろう。そこでそのような「浄化」を要請する当為を「浄化的当為」と呼ぶことにする。

その浄化的当為の要請を体現しうる心理は、『華厳経』「入法界品」で弥 勒菩薩の言葉を通して強調される「菩提心」(菩提を希求する心)に集約 されている。

いくつかの例を引くと,

「菩提心は則ちこれ浄水なり,一切の煩悩の苦を洗濯するが故に。」

「菩提心は則ちこれ水珠なり、諸の心垢と煩悩の濁(kāluṣya)とを浄むる故に。」

「菩提心は則ちこれ浄池(puṇḍarīka:白蓮華)なり,一切諸の垢穢を 洗濯するが故に(anāvilatayā:清浄性の故に)。」

そのような自浄作用を持つ菩提心は戒波羅蜜を含む六波羅蜜の根本として位置づけられもする。例えば、『瑜伽師地論』「菩薩功徳品」において、菩薩の必ず行なうべきこと(定所応作)の第一に「発菩提心(prathamaś cittotpādaḥ)」(発心)が挙げられるが、これについて海雲(Sāgaramegha)は「発心していないものの布施等の福徳行は波羅蜜の数に入らないので、それ故に第一に願を発すべきであるというのである。」と注釈している。

(3) 五悔とのかかわり

三聚浄戒は、日本仏教、特に天台・真言両宗の教義として重要な位置を 占める「五悔」と呼ばれる当為の要目も部分的に含んでいる。

五悔とは懺悔・随喜・勧請・廻向・発願という五つの実践項目である。 五悔の中の勧請は『瑜伽師地論』「摂決択分中菩薩地」(大正30, p. 737b) において、菩薩の上品の障を対治するための四種浄除障法として、悔過・ 随喜・廻向と共に掲げられている。悔過は懺悔とほぼ同じ概念であるので、 これらは浄除障法と称される限り、一種の浄化的当為と見なされていたと 言えよう。しかしここには発願の項目が見られない。したがって『瑜伽 論』ではいわゆる五悔の教義は未発達であったが、その五項目を一まとま りのものとして扱う考え方は『瑜伽論』形成期に整えられつつあったと考 えられる。なおこれらの中、勧請以外は『金光明最勝王経』「夢見金鼓懺 悔品」にも見出すことができる。

『瑜伽論』「戒品」では、五悔の中の勧請以外は、後述のように、特にIIの摂善法戒とよく重なる面をもつ。

3. 抑制的命法: 律儀戒

「戒品」によると、律儀戒(saṃvara-śīla-)とは、菩薩が受ける比丘・ 比丘尼・式叉摩尼・沙弥・沙弥尼・優婆塞・優婆夷の七衆の別解脱律儀の ことであるとされるが、菩薩が律儀戒に住まうのは、下劣の欲を棄て、不 放逸行を行なうことを要点としている。すなわち概ね禁欲を重んじる生活 をすることである。「戒品」では菩薩の律儀戒におけるありかたとして次 の十種が数えられる。要約すると、

— 120 — 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一)

- ① (釈尊が菩薩として出家した時のように,) 転輪王位を草穢を棄てるが 如く顧みず,人間世界中での最勝の転輪王位を顧みなかったことを,下劣 の欲を棄てて出家して劣欲を顧ないことの範とする。
- ②未來世の天魔王宮(mahā-bhavana-)の所有る妙欲(kāmān)において喜樂を生じず(anabhinandi-),それらを目的とし願求して梵行を修行することがない。
- ③既に出家し已って、現在世において尊貴の有情の種種の上妙の利養恭敬をすら、変吐(vāntāśanam)のようであると正しい智慧によって審かに観察し、味著しない。
- ④常に遠離を楽う。独り静かな処にあるときでも、あるいは僧伽にあっても(saṃgha-madhye)、いつも心は專ら遠離し寂静なる状態に住する(vyavakṛṣṭa-vihārī)。
- ⑤社会的接触(saṃsarga; Tib: 'du'dzi 喧噪; 玄:雜衆)の中にあっても正しくない言論を少しも楽しむことなく,また隠棲の処においても少しも悪しき想像(asad-vitarka)をしない。記憶を失っても暫くして正しい振る舞い(samudācāra-:現行)のために時に応じて強く反省(vipratisār-aṃ:悔愧)し,深くその過ちを見て絶えず(ābhikṣṇakaṃ: rgyun mi 'chad par:数数)反省する。
- ⑥すでに大地(十地の内の高地の位)に入った菩薩たちの菩薩の一切の学処(śikṣāpada-:実践道)を聞きおわると,広大無量不可思議にして長時にわたるきわめて困難な行について心に怖れひるむことなく(na bhavati cetaso uttrāso vā layas saṃkoco vā:心無驚懼亦不怯劣),ただこのように思う。「彼も人なり。菩薩の学処を次第に修学して無量不可思議なる身語の律儀を円満成就せり。我も人なり。次第に修学して必ずかの身語の律儀の成就を得べし」と。

- ⑦常に己れの過誤を捜し、他者の過誤を捜さない。一切の兇暴な戒律違反の有情の所で加害する心無く(nāghāta-citto),瞋恚の心をもたない(na pratigha-cittaṃ)。菩薩はすぐれた如法の大悲(dharma-mahā-karuṇatāṃ)によるが故に,憐愍心を起して,現前に行なおうとするのである。
- ⑧他の手足塊石刀杖等が触れる所の加害に遭っても、他の所において少しも悪恨の心をもたない(cittam api na pradūṣayati)。況んや悪言を吐こうとしたり加害を行なおうとすることもない。まして況んや発言や毀辱や訶責によって、わずかの苦になる加害を行なうこともしない。
- ⑨次の五種の不放逸行を具える。
 - (1)前際俱行不放逸行:菩薩の学処をまさに修学する時に、過去にすで に違反した所があれば、如法に悔除する(yathā-dharmaṃ pratikṛtā bhayati)。
 - (2)後際俱行不放逸行:未来(後際)に違反しようとする所があれば、 如法に悔除しようとする(yathā-dharmaṃ pratikariṣyati)。
 - (3)中際俱行不放逸行:まさに現在に違反される所を如法に悔除する。
 - (4)先時所作不放逸行:後時に違犯する可能性のある所について、「私はこのように行じ、このように住まえば違犯を起こすことはないという、その通りに行じ住まおう」と烈しい意欲(tīvram autsukyam 猛利自誓欲楽)を起こす。」
 - (5) 俱時隨行不放逸行:先時の所作の不放逸行に依拠して、このように行じ、このように住まえば犯戒を起こすことはないという、その通りに行じ住まう。
- ⑩少欲(alpecchaḥ)知足(saṃtuṣṭaḥ,玄:喜足)等:自己の善は覆藏 し,自己の悪は発露する。少欲,知足,諸々の苦を堪忍し,生来憂愁無く -122- 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一)

(aparitasana-jātīyaḥ), 謙虚 (anuddhatas), 不動 (acapalaś) にして, 行儀が静かであり (praśānterya-pathaḥ), 偽善等のあらゆる邪命の法を離れる。

4. 自利的側面をもつ促進的命法: 摂善法

摂善法戒(kuśala-dharma-saṃgraha-śīla-)とは字義からすると善法を摂める戒であるが、「戒品」によると、摂善法戒とは菩薩が律儀戒を受けた上で、大菩提を成就するために身と語によって善を積み重ねることを総称していうものである。概ね自利行としての廻向に相当する。海雲の注釈(Vy)によると、この戒の主題は「自己の心相続において仏法を完成(成熟)させること」である。その意味で自利的側面をもつといえよう。ただしここでいう自利とは、専ら自らの利養を求める利己、すなわち「純自利」のことではない。むしろ『菩薩地』「自利利他品」のことばで云えば「自利共他」に相当することである。

ここには先述の「五悔」(懺悔・随喜・勧請・廻向・発願)の勧請以外のいずれかの部分に相当する行為が取り上げられている。それらを [____] で記す。

本文にはその摂善法戒の具体相が挙げられるが、要約していうと、

- ①聞と思と止観の修習をする。
- ②尊敬すべき人たちに対して恭敬する。
- ③疾病者に対し丁寧に慈悲をもって看護(瞻侍)供給(glānopasthāna-)する。
- ④よく説かれたことに対しては「よいかな」という言葉を与える。
- ⑤有徳の人たちに対して真実に讃美する。

- ⑥衆生の福業に対して随喜 (anumodanā) する。「随喜]
- ⑦他者の違犯についてよく思択して忍耐(kṣamitā 安忍)する。
- ⑧身語意によって行なわれる善を無上正等菩提に廻し向ける (pariṇamayitā)。[廻向]
- ⑨随時正願をおこし、三宝に供養する。「発願]
- ⑩善において精進し、不放逸に住する
- ⑪教訓(śikṣāpada-学処)を正念・正知・正行によって護持する。
- ⑫根門を守り、食の量を知る。
- ⑬初夜・後夜に目覚めて努力する (jāgarikā-yuktaḥ 常修覚悟)。
- ⑭正しい人に敬意を払い (satpuruṣa-sevī), 善知識を頼りにする (samniśritah)。
- ⑮自己の犯した過失について自省し、仏菩薩および同法者の所で懺悔 (atyaya-deśako 悔除) する。[懺悔]

以上の十五項目が摂善法戒の内容とされている。

これらのうち②③⑨は一見利他行的な行為ではあるが、やはり自利の意味を含んでいる点で摂善法戒に配されると考えられる。なぜなら、②と⑨については「自他利品」において「当来の種々の功徳を摂持して、自身の中において弘誓の願を発し、三宝及び諸尊長を供養する。是を菩薩の大勢具足の因と名づく」と云われているが、大勢具足とは大名声、勇健等を具足し、技芸工巧業処の理解が余人を超えているため大衆に尊敬されるということであるからである。②と⑨はこのような結果を招く原因(異熟因)になるとされたため、自利的側面をもつ摂善法戒に配されたと考えられる。また③の瞻侍供給は饒益有情戒にも挙げられる利他行ではあるが、Vy.によると、「苦なる田(sdug bsngal ba'i zhing)に住する」行ないであるとされる。その実りがあるということを示すのであろう。その意味でこれ一124一 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一)

も「自己の心相続において仏法を成熟させる」,自利を含む行ないとされて いると考えられる。これらはしかし利己主義の思想としてではなく,無上 正等菩提という宗教的目的性を動機とするものとして捉えるべきであろう。

なお上記⑥⑧⑨⑭は一つにまとめられてはいないが、それぞれ随喜、廻向、発願、懺悔という五悔の中の四項目に相当すると言えよう。特に⑧の廻向は、摂善法戒の定義と同内容のことであるが、この語句は Vy. によると、「善行を正等菩提に廻し向けることによって、諸の異種の福徳が生まれることを示すために廻向というのである」と注釈される。

また摂善法戒に安住する菩薩は、次の十種の相を具えているとされる。 ①身体と財に関する顧恋は僅かばかりでも忍受しない(nādhivāsayati)。 ②あらゆる犯戒の因となる忿恨等の煩悩が少しでも起こることを忍受しない。

- ③他者の所において起こった恚害の心,怨恨等の心を忍受しない。
- ④懈怠や懶惰が起こることを忍受しない。
- ⑤三昧の達成(samāpatti-:等至)に対する味著(āsvāda-)や煩悩を忍受しない。
- ⑥善の結果の功徳(anuśamsa-:勝利)を如実に知る。
- ⑦善の因と善の因の結果とについての顚倒と無顚倒および善を摂めること (摂善法)に対する障害を如実に知る。
- ⑧善の結果において功徳を見て、善を摂めるために善の因を求める。
- ⑨顚倒と無顚倒を如実に知る菩薩は、善の結果を獲得してより、無常を常住と見ず、苦を楽と見ず、不浄を浄と見ず、無我(anātmany、Tib.: bdag med pa, 曇:非我)を我と見ない。
- ⑩障害を知って、善を摂めるに到るまでに捨離する。

5. 利他的側面をもつ促進的命法: 饒益有情戒

饒益有情戒とは、字義からすれば、有情(衆生)に利益を与える行為を 要請する規範であり、曇無讖訳では「摂衆生戒」、求那跋摩訳では「為利 衆生故行戒」と呼ばれる。それには十一の相があるとされる。

指標	靜慮品	戒品		
1. 作助伴 (同事)	諸菩薩は靜慮に依止し、諸有情の能く義利を引く彼彼の事業において、助伴を与え作す(sahāyībhāvaṃ gacchati)。	有情の種々有意義な為すべき 事業に対して支援(助伴,同 事)を行なう。		
2. 除苦(愛語)	有苦者において能く除苦を為す(duḥkham apanayati)。	有情において起こる疾病等の 苦に対して,看病(瞻侍病) 等によって支援を行なう。		
3. 如理説 (布施)	諸有情において能く如理に説 く(duḥkhitānāṃ nyāyam upadiśati)。	世間的および出世間的な種種の有意義な事(義利 artheşu)において有情の為に,法を説き方便を説くことを先として道理を説く。		
4. 知恩 (布施)	有恩者において恩を知り (kṛta-jñaḥ) 惠みを知りて (kṛta-vedī) 現前に酬報す (pratyupakāraṃ karoti)。	先に恩の有る有情の所において善く知恩を守り、それに相応しい報恩を実現(現前酬報)する。		
5. 救護 (布施)	諸の怖畏において能く救護を 為す (bhayebhyo rakṣati)。	種種の師子・虎狼・鬼魅・王 賊・水火等の畏れに陥った有 情類を皆能く救護する。		
6. 令離愁 憂(布施)	喪失の處において能く愁憂を 解 く (vyasana - sthānāṃ	財宝・親族を喪失した有情類 をして善く憂いを離れしめる。		

^{- 126 -} 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一)

	śokam prati-vinodayati)。			
7. 施与資 財(布施)	匱乏有るにおいて資財を施与 す(upakaraṇaopasaṃhār- aṃ karoti)。	生活に資する道具(資生衆 具)を欠乏する有情類にはす べての道具を施與する。		
8. 如法御 衆(利行)	諸の大衆において善く能く匡 御す(samyak pariṣadaṃ parikarṣati)。	道理にしたがって正しい支持 を与え,法によって集団を統 御する。		
9. 談論慶慰 (利行)	諸の有情において善く心に随って転ず(cittam anuvartate)。	世間の有意義な事にしたがって行ない、招かれた場合には行き来して談論慶慰し、隨時行なっては他より飲食等を受ける。要するにあらゆる無意義な意に沿わない言動を離れ、それ以外のことに心が皆したがうようにする。		
10. 顕示 真実功徳 (利行)	実の有徳を讃美して喜ば令む (bhūtair guṇair harṣayati)。	密かにあるいは露にあらゆる 真実の功徳を示して,有情を 歓喜させる。		
11. 調伏・呵責 (利行)	諸の過有るものにおいて能く正しく調伏し (samyak ca nigṛḥṇāti), 物の為に通を現わして恐怖せしめ (ṛddhyā cottrāsayaty) 引摂す (āvarjayati)。	過失有る者に対して、内心には親愛の情を抱き、利益と勝れた意志をもち、調伏あるいは呵責あるいは治罰あるいは 驅擯して、彼をして不善の状態から出させて善なる状態につかせようと欲する。また神通力によって、地獄等の世界を示現することによって不善を嫌悪させ、仏教に入らせ歓喜させ引きつけ驚かせ正しい行ないを勤めさせる。		

十一相の饒益有情という概念は「戒品」のみでなく「菩薩地」の忍・精進・静慮・智慧の各品(章)を通して、菩薩の波羅蜜的行為の主要な原則として立てられ、列挙されており、特に「静慮品」(大正30, p. 527c; W. p. 207f.; Dt. p. 143f.)において簡潔にその内容が順を追って示されている。「戒品」でも菩薩の饒益有情戒を規定するに当たって、これらの十一の相が有ると云い、項目の点では「静慮品」の場合と同じ順序で利他行を列挙する。

そこで「静慮品」と「戒品」の饒益有情の十一相を表によって対照して みると前掲の表のようになる。(それらの指標を玄奘訳の用語と「分門記」 によって総合的に摘要し左欄に記した。)

なお道倫の『瑜伽論記』によると、1は同事、2は愛語、3から7までは布施、8から11までは利行といういわゆる四摂事の範疇に当てはめられているので、この四摂事の項目も左欄の()内に併記した。

なお饒益有情戒にも、律儀戒や摂善法戒の場合のように、この戒に<u>住す</u>る菩薩の相が説かれているが、その内容は今の十一相とほぼ同じである。

このような饒益有情戒を中心とする利他的促進的命法(III)は、特に利他行を強く要請する点で大乗的規範命題を特徴づけるが、それが輪廻の思想を前提とし、予想しているということも注目すべきである。そのことは『瑜伽師地論』菩薩地生品に明確に示されている。たとえば、

「この世で菩薩が飢饉による悲惨な大災害の時に、発願して、衆生が 苦難少なく生存するようになるために、大魚等の大きなからだの種類 に生まれて、そこに生まれた全ての衆生に〔菩薩〕自身の肉によって 飽満させる」

という。発願して大魚等に生まれるとは、慈悲心により意志をもって輪廻 - 128 - 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一) することに他ならない。そのような命を懸けても他に利益を及ぼすという 饒益有情の思想は、『金光明経』及び『金光明最勝王経』の「捨身品」等 における、菩薩マハーサッタ太子が捨身飼虎の結果、釈迦牟尼に転生した という一種のジャータカ物語に象徴的に表わされている。利他行が慈悲心 にもとづかねばならないことは云うまでもない。

6. 結 び

以上のような三聚浄戒という三種の命法のうち、摂善法戒と饒益有情戒 という二種の促進的命法が、それぞれ自利の側面と利他の側面に重点が置 かれていることを見た。

ところで初期大乗仏教以来の実践的当為として重視される,経典の受持 読誦等において「信解(勝解:adhimukti)」が必要であるとされ,その あり方として,自利の信解,利他の信解が段階的に位置づけられているが, 二種の促進的命法はこのこととも間接的に対応していると考えられる。こ こではその内容について詳細に触れる余裕はないが,「信解」という概念 は信仰と理解という意味を含んではいるとしても,基本的には「積極的な 志向性」の意味をもつ。そのためまた大菩提または如来智に対する信解は 発菩提心(最初発心)の縁となるとされる。

また上述したように、三聚浄戒全体の実践も菩薩にとっては菩提心に基づかねば不可能であるとされる。そういう意味で大乗仏教の行為連関の諸規範を考える場合、そのような信解や慈悲心、菩提心等の心理的な要素が自利・利他の行為を動機づけ、価値づけるという局面が、三聚浄戒とあわせて総合的に観察されるべきであろう。

しかし、少なくとも上のような観察を通して見ると、「自浄其意」の要 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一) — 129 — 請に象徴される「浄化的当為」が、菩提心を基本とする大乗的諸規範命題 の全体に通底しているということが言えるのではないであろうか。

略号

大正:大正新修大蔵経

W: Bodhisattvabhūmi edited by Unrai Wogihara, Sankibo Buddhist Book Store 1936(1971)

Dt: Bodhisaattvabhūmi edited by Nalinaksha Dutt, Jayaswal Research Institute, Patna, 1966

TBTS II-1:羽田野伯猷編『瑜伽師地論菩薩地戒品』(チベット仏典研究叢書,第二輯第一分冊) 法蔵館,1993

TBTS II-9: 古坂紘一篇『瑜伽師地論菩薩地〈菩薩功徳品〉』(チベット仏典研究叢書, 第二輯第九分冊) 法蔵館, 2007

TBTS III: 磯田熙文, 古坂紘一篇『瑜伽師地論菩薩地〈随法・究 竟・次第瑜伽處〉』(チベット仏典研究叢書, 第三輯) 法蔵館, 1995

Vy: Sāgaramegha (海雲) 作 Yogacaryābhūmau bodhisattvabhūmi-vyākhyā (西蔵大蔵経,東北 No. 4047;大谷 No. 5548)

註

- (1) 大正30, p. 510c; W: p. 137, l. 24-p. 138, l. 1; Dt: p. 15-17; TBTS II -1, p. 6.
- (2) 大正2, p. 551a.
- (3) 『国訳大方広仏華厳経』 p. 538. 540, 541; Cf. Gaṇḍavyūha-sūtram (Buddhist Sanskrit Texts, No. 5, p. 396, l. 19, p. 397, l. 8, l, 20.
- (4) TBTS II-9, p. vii, 48, 49.
- (5) 大正16, p. 411a-413a.
- (6) 大正30, p. 511c-512b; W. p. 141, l. 1-p. 144, l. 1; Dt: p. 98, l. 1-p. 99, l. 24; TBTS II-1, p. 24-38.
- (7) 恚恨の心をもたないことについては、忍辱波羅蜜を説く「菩薩地忍品」に
- 130 大乗的規範命題の諸相(古坂紘一)

- 次のように説かれている「唯法」の思想が、ここで参照されるべきであろう。 「云何んぞ菩薩、怨害有る諸有情の所に於いて (apakārisu sattvesu) 唯だ法のみに隨順する想(dharma-mātrānusārinīm samjínām)を修習 するや。謂く、諸菩薩応に是の如く学すべし。衆縁に依託して (pratyayādhīnam) 唯だ行のみ (samskāra-mātram) 唯だ法のみ (dharma-mātram) あり。此の中に都て我 (ātmā) 及び有情 (sattvo), 命者 (jīvo), 生者 (jamtur) 無し。 是れ其れ能く罵り (ākrośed), 能く瞋り (roṣayet), 能く打ち (tāḍayet), 能く弄し (bhandayet), 能く訶すること (paribhāseta), 或は是の所罵・所瞋・ 所打・所弄・所訶あるとき、是くの如く如理に正思惟するが故に、怨害 有る諸有情の所に於いて、有情の想を捨て唯だ法のみの想に住す。唯だ 法のみとの想に依りて、諸の怨害に於いて悉く能く堪忍す (ksamate)。」(大正30, p. 523b; W, p. 190, l. 18-p. 181, l. 1; Dt: p. 131, l. 11-17)。すなわち、罵る等の加害行為(apakāra)に人の自我 (我等)があるのではなく、ただ種々の縁による法(dharma:現象あ るいは事態)あるのみと思惟すべきであるというのである。
- (8) 大正30, p. 511a; W. p. 139, l. 1-4; Dt: p. 96, l. 13-15; TBTS II-1, p. 12.
- (9) TBTS II-1, p. 13, l. 11.
- (0) 大正30, p. 511a-b; W: 139, l. 5-p. 140, l. 1; Dt: p. 96, l. 15-p. 97, l. 6; TBTS II-1, p. 12-18. その枚挙法は法成の『瑜伽師地開釈分門記』による。 TBTS II-1, p. IX 参照。
- (11) 大正30, p. 484c, b; W: p. 29; Dt. p. 20.
- (12) TBTS II-1, p. 15, 1.7.
- (13) TBTS II-1, p. 17, l. 4.
- (14) 大正30, p. 512b-c; W: p. 144, l. 2-20; Dt. p. 99, 25-p. 100, l. 11; TBTS II-1, p. 38-40.
- (15) 大正42, p. 535c.
- (16) 大正30, 562c-563a; W: 359, l. 6-10; Dt. p. 247, p. 4-7; TBTS III, p. 216.
- (17) 拙稿「Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā の経典読誦と Abhisamayālankārāloka の信解理解」(『四天王寺国際仏教大学紀要』第43号, 2006, p. 13-31)参 照。
- (18) 『瑜伽師地論』「菩薩地発心品」(大正30, p. 481a-b; W: p. 13, l. 21-p. 15, l. 10; Dt: p. 9, l. 11-p. 10, l. 10) 参照。